匿名化を「選ぶ」の構造：
心理臨床実践報告におけるその意味

The structure of choosing anonymity: its meaning in reporting clinical psychological practices

吉　田　章　宏

淑徳心理臨床研究　創刊号　2004　抜刷

原　著

匿名化を「選ぶ」の構造：心理臨床実践報告におけるその意味

大学院社会学研究科長
心理学専攻課程　教授　吉　田　章　宏

概　要

心理臨床実践報告に当たって、報告に関係する人々を匿名にするか実名にするか、「匿名化を『選ぶ』」行為の構造と意味を考えた。「匿名化」を「選ぶ」にかかわる一つの原体験を紹介し、「匿名化」の意味を考える必要を提案した。

科学研究の本質的構造には、「『理解すること』と『伝え合うこと』」が必ず含まれる。特に、心理臨床実践研究においては、「伝え合うこと」が、その必須部分を形成している。そして、上記の「選ぶ」は避けられない。語り手（C：来談者、相談者、患者など）、聴き手（T：心理臨床家、心理療法家、など）、書き手（W：報告者、著者）、読み手（R：読者）を考えると、主題化される出来事は：「心理臨床実践において、Cが語り、Tが聴く。それを、Wが書き、Rが読む。」と表現され、その出来事に関わるのは、（CTWR）の4種の人間たちであることになる。そこで、これら4種の人間について、書き手Wが「匿名化を『選ぶ』」場合、16通りの論理的可能性があることがわかる。それぞれの場合の「選ぶ」には、多種多様な意味がある。実名と匿名も多種多様である。「書き手」の視点性には、この「選ぶ」も含まれる。書き手は、語り手、聴き手、読み手と融合したり分離したりする。実名と匿名は時の流れで変化する。これらを踏まえて考えると、「書く」の動機と「選ぶ」の動機が、浮き彫りとなる。公共の動機、利他の動機、利己の動機などと捉えることも可能である。そこで、「選ぶ」の動機を、語り手、書き手、読み手の匿名化の場合について、考察した。「秘密」と「公刊」、「守秘」と「伝達」の矛盾を指摘し、「匿名化」あるいは「守秘」は、心理臨床実践にとって、義務であると考えるよりも、「権利」であると考えるほうが、より適切であることを論じた。

はじめに

ある臨床的実践の事実を報告するに当たって、報告者は、その実践報告に関連する人物を指示するために、その人物を「実名」で示すか「匿名」で示すか、という選択（「選ぶこと」）を迫られる。この選択は不可避的である。もちろん、この選択の選択肢には、「実名か匿名か」という以外にも、多種多様な可能性がある。しかし、この「実名か匿名か」という選択肢の選択をもって、それらの可能性の基本的な典型と見なすことができる。で、「匿名あるいは実名のいずれで報告するかを選ぶ」という報告者の行為を、「匿名化を『選ぶ』」と名づけて、本論の主題として考察することにする。ここで、上記の報告者の行為を、以下、「選ぶ」と簡略化して記すことにする。

本論では、臨床的事実の報告における、(1)「選ぶ」の多種多様な可能性を探索し、(2) 臨床報告における「選ぶ」の動機と、(3)「選ぶ」経験の構造とその意味とを、「選ぶ」主体の経験に即して、素描的に、解明することを試みる。

「匿名化」にかかわる一つの原体験

私には、心理臨床実践における「匿名化」に関する一事例の原体験がある。その体験報告を、関係者を匿名化して記述することを「書き手」としての私は選ぶことにする。

それは、以下のような事例であった。ある心理臨床実践者Xが、自らの心理臨床実践の一事例を、研究報告として公刊した。そこには、その事例に関して、その実践者による解釈も、記されていた。研究報告の中では、関係者は、もちろん、総て匿名で記されていた。したがって、通常の意味では、事例に関する「守秘」に関して、何らの問題もないと考えてよい報告であった。ところが、その公刊された事例報告を、ある人物Aが読んだ。そして、関係者が総て匿名で記述されているにもかかわらず、その実践者Xがその報告の筆者であるという事実と、そこに記述されている事

例の状況と事情の詳細から、その臨床事例が、A自身とその家族に関わる事例である、とAは直感した。そして、そこに記されている事例の、その実践者Xによる解釈の内容に、Aは激怒した。しかし、Aは知識人であった。報告が「匿名」で記述されていることからして、Xに対する抗議はできなかった。実際にも、抗議はしなかった。しかし、その実践者の名Xと、その記述された状況から、Aは、次第に、そこに記述されている事例が、Aとその家族に関するものであることを確信するに至った。まもなく、たまたま、その研究報告が、AとXの関係を知る、A周辺の人々の目にも触れることになった。それらの人々にも、その報告はAとその家族に関するものであることが、当然視されるに至った。そして、人びとの噂の種にもなったりした。Aとその家族は、周辺の人々から、Xによる解釈の「色眼鏡」を通して眺められるようになった模様である。少なくとも、Aとその家族は、そのように強く感じ、ひどく困惑を覚えるようになった。そして、そのような事の成り行きを惹き起こしたXとその「研究報告」に、Aとその家族は、深い恨みを抱くようになった。しかし、騒ぎ立てて、事をさらに悪化させることを恐れて、ついに抗議は何もしなかった。抗議をしても、事態を改善するにはもう遅い、と考えたのである。ただ、Xの「心理臨床」なるものに相談したことを、Aは後悔するに至った。抗議がまったく無かったために、Xは、Aとその家族に起こった事柄の成り行きと、それに伴う心の傷の軌跡に、気づかないで済んでいる。あるいは、将来とも、気づかないかもしれない。

Xは、確かに、注意深く、Aを「匿名」にして報告している。Aに関する事柄も匿名にしている。だから、何の問題も無いはずだ。だが、そもそも、匿名にした目的は何だったのだろうか。この場合、匿名にした目的は達せられたのだろうか。「匿名」とするだけで、その目的は果たして達せられ得るのだろうか。いや、そもそも、Xが、Aに関する研究報告を公刊するのは何のためなのだろう。そもそも、公刊する必要が果たしてあったのだろうか。仮にその必要があったとしても、その必要と、Aとその家族の受けた心の傷の深さとは、果たして、ほかならぬ心理臨床実践としてバランスがとれている、と言えるだろうか。いや、Xは、自らを実名で名乗って「研究報告」を公刊しているではないか。だが、もし、筆者としてのX自身も、自らを匿名とした上で公刊したら、どうなっただろう。同じ経過を辿っただろうか。「実名」と「匿名」それぞれの理由は何だろう。「匿名」は、どのような働きを果たすのだろうか。「匿名」とすることで、あるいは、「実名」とすることで、誰が何を失い、誰が何を得ることになるのか。…

以上のような事例の原体験と、そこから生じてきた数々の疑問は、私の心から長いこと離れなかった。で、「匿名化を『選ぶ』」を巡って考えてみよう、と思い立った。

科学研究の構造

科学研究というものには、ある一定の普遍的な構造が見られる。臨床心理学者Ernst Keenは、その著『現象学的心理学』の第3章「『理解すること』と『伝え合うこと』」の冒頭で、心理学的研究の方法論について考える中で、「科学の本質」を、次のような簡明な言葉で語っている。

「心理学的研究の方法論について考えていくとき、もっとも重要な事実は、［自然科学的研究の場合と異なり、心理学的研究においては（引用者注）］研究者である私達も、研究される人々と同様に、世界＝内＝存在なのだ、ということである。私達［研究する者と研究される者］は［どちらも］経験する者なのであり、意味を与え、意味を受け取っているのだ。［研究される］他者の経験の中で私達［研究者］が研究しているもろもろの過程と構造とは、［私たちの経験の中で経過する］研究そのもののもろもろの過程と構造と、本質的に同じなのである。［研究者である］私達は［研究される他者の経験の］何事かを理解しようとする。これは［研究者である］私達がその［研究された他者の経験の］意味を［研究者である私たち、つまり］自分達自身に明らかにしようとしているということだ。その［研究されている他者の経験（および、時には、私達自身の経験）について］何事かを理解すると、［研究者である］私達は、今度は、その理解したことを［研究者や実践者である］他者に伝えようとする。これがもっとも広い意味での科学の本質である。」（キーン、E．1989:52）

（注）理解を助け、誤解を避け、一読して分かるようにするために、敢えて煩雑さを厭わず、原著にはない言葉を補ってみた。）

さて、臨床的実践研究においては、例えば、心理臨床実践者あるいは臨床心理学的研究者は、ある特定の心理臨床的事実を報告する。これは、上記の引用文で　E.Keenが言う「理解したこと」を他者に「伝えようとする」ということに相当している。こうして、「もっとも広い意味での科学の本質」には、必ず「伝えようとする」ことが含まれている。さらに、臨床実践者の実践は、来談者と語り合うこと、「伝え合うこと」そのものでさえもある。そしてさらに、研究者あるいは実践者が、互いに、それぞれの経験に基づいて「理解したこと」を伝え合うことで、研究において「理解したこと」が更に深まり、一層豊かになるということも起こる。こうして、「伝え合うこと」は、二重にも三重にも重なり合って、科学研究としての心理臨床実践研究の必須部分を形成する。

ところで、臨床心理学的実践者あるいは研究者は、臨床的事実について「理解したこと」を、「伝えようとする」(「報告しようとする」) とき、特にそれと意識すると否とにかかわらず、必ず、本論の主題とされている「選ぶ」行為を行うことになる。つまり、その報告において、臨床的事実に関連する人物の名前について「実名とする」か「実名とすることを避ける」か「匿名とする」か、などを「選ぶ」行為を行うことになる。

ここで、敢えて意図的に、漠然と、「匿名にするかどうか」を「選ぶ」行為を行う、と書いた。このとき、読者の多くの脳裏に浮かんだのは、おそらく、臨床心理的実践において、実践の対象となる他者の、つまり、来談者、相談者あるいは患者と呼ばれている人々の名前を「実名とするか匿名とするか」ということではなかったであろうか。いや、「匿名にする」ことが既に習慣化していて、既にそれは「選ぶ」などとしては全く感じられない自明の前提となっている、という方々も、あるいは、多く居られるのではないか、とも考えられる。であるならば、そのように習慣化して慣れを生じてしまっている行為に、何らかの落し穴は無いだろうか、それが、ここでの問いとなる。

さて、ここで、我々の「匿名化を選ぶ」行為の具体的な一事例を現実に即して記述しようと試みてみよう。すると、たちまちにして気づかされることがある。それは、そのような事例を「実名として」記述し公刊することは、極めて困難である、という事実である。すなわち、まず、来談者を実名で述べ始め、その来談者に応じた心理臨床家を実名で紹介し、それらの二人の間で起こった出来事の経緯を述べる報告の報告者が、自らを実名で名乗り、さらに、その報告を読むべき、あるいは、読むことを許されている読み手の名を匿名で記す、つまり、一般読者に向けて公刊する、という事態を考えてみる。(注　ここで、来談者と心理臨床家と報告者をいったん別人としたのは、後述するように、この三者のうちの二者、たとえば、報告者と臨床家、あるいは、報告者と来談者が、同一人物である場合を、二者が別人であるとした場合の派生的な融合形態として、考えやすくするためである。)

この事態を想像してみると、すぐに気づくことがある。それは、来談者の相談事項がたとえ冗談であってさえも、まして真面目かつ深刻である場合にはなおのこと、以上のようにすべての関係者の名前を実名で記して、それを「公表する」あるいは「公刊する」ことは、ほとんど不可能であるということである。では、仮に、「読み手」あるいは「読者」が実名で、限定され指定されている場合はどうか。たとえば「親展の手紙」あるいは「極秘文書」のような場合である。この場合、そもそも、報告として公表することは、読者・読み手が「実名」とされていることと矛盾することになる。したがって、読者が、「実名」でも「匿名」でも、関係者を実名で公刊することは、不可能だ、ということになる。もっとも、「親展の手紙」や「極秘文書」の場合でも、長い年月を経た後には、歴史的文書として、公開される場合がある。このことは、極秘の外交文書などにさえも見られることであるが、それらは、別に考えるべきことである。ともかくも、関係者のすべてを「実名」で公にすることが意外に困難な事柄であるということに、改めて驚かされるのである。この驚くべき事柄とその意味こそが、本論の主題の一部を構成する。

そこで、「匿名にする」という「匿名化を選ぶ」行為をこれから考察するために、最初から、次のような記号を用いて、来談者（語り手：Client)、臨床家（聴き手：Therapist)、報告者（書き手：Writer)、読者（読み手：Reader）を表記し、これからの議論を、少しでも簡潔にして進める道を準備したい。ここで、臨床家を「聴き手」と記したからと言って、決して来談者中心心理療法（あるいは非指示的心理療法）のみを考えているわけではないことは、お断りしておこう。

我々がこれから考察するのは、次のような事態と出来事についてである。来談者（**C**:Client）が、心理臨床家（**T**:Therapist）（㊟ Counselor も Clinical Psychologist も、Cで始まる言葉であるために、それらを避けて“T”で始まる言葉を選ぶのであって、他意はない。）に心理臨床実践を求める。そして、両者の間で、合意が成立し、心理臨床実践が進行する。書き手・報告者・著者（**W**:Writer）は、その出来事を何らかの仕方――現場で、あるいはVTRで、観察するなり、録音記録で聴くなり、文字記録を読むなりなど――で知り、報告の読み手・読者（**R**:Reader）を予期しつつ記述し報告する。そして、読み手Rは、その報告を読む。

以上の記号化によって、我々の主題化する事態あるいは出来事は、早速、記号を用いて表現するならば、次のようになる。

出来事：「**C**lientが**T**herapistに何らかの心理臨床的援助をもとめる。**T**は可能な心理臨床的援助を**C**に提供する。**W**riterは**C**と**T**の間の出来事の経過を記録し報告する。**R**eader(s)は**W**が記したその記録報告を読む。」すなわち、

「心理臨床実践において、Cが語り、Tが聴く。それを、Wが書いて、Rが読む。」

そこで、この出来事に関わる人物たちは、（**C**、**T**、**W**、**R**）の４種の人間たちであることになる。書き手（**W**）が「実名にするか、匿名にするか」を選ぶ人物も、同じく、自らを含めて、これらの４種の人間たちである。

さて、これから、以上の表記法に基づき、この出来事において、書き手である**W**が、上記の四名の人物の実名を知りながら（自らの実名を知ることは自明であるが）、その記録報告において、それぞれを「実名」とするかあるいは「匿名」とするかを「選ぶ」場合を考える。そして、「匿名化を『選ぶ』」の意味を考察することにする。

「匿名化」の論理的可能性

では、そもそも、「匿名化」には、どのような可能性があるだろうか。

（C、T、W、R）＝（a、b、c、d）
：a＝１または０、b＝１または０、
c＝１または０、d＝１または０

「実名」の場合を１とし、「匿名」の場合を０とすると、（C、T、W、R）それぞれについて、実名あるいは匿名とすることが独立に可能であるので、論理的には、以下に示す、次表のような16通りの場合が、考えられることになる。それぞれの場合に、便宜上、「場合１」から「場合16」まで、16の場合の総てに番号を付けることにする。

以上16通りの場合の総てについて詳述する余裕は、残念ながら、ここには無い。

２、３の場合について、短いコメントを付するに留

場合番号	C　来談者 **語り手**	T　実践者 **聴き手**	W　執筆者 **書き手**	R　読者 **読み手**
1（1 1 1 1）	実名	実名	実名	実名（指名）
2（1 1 1 0）	実名	実名	実名	匿名（一般）
3（1 1 0 1）	実名	実名	匿名（筆名）	実名（指名）
4（1 1 0 0）	実名	実名	匿名（筆名）	匿名（一般）
5（1 0 1 1）	実名	匿名	実名	実名（指名）
6（1 0 1 0）	実名	匿名	実名	匿名（一般）
7（1 0 0 1）	実名	匿名	匿名（筆名）	実名（指名）
8（1 0 0 0）	実名	匿名	匿名（筆名）	匿名（一般）
9（0 1 1 1）	匿名	実名	実名	実名（指名）
10（0 1 1 0）	匿名	実名	実名	匿名（一般）
11（0 1 0 1）	匿名	実名	匿名（筆名）	実名（指名）
12（0 1 0 0）	匿名	実名	匿名（筆名）	匿名（一般）
13（0 0 1 1）	匿名	匿名	実名	実名（指名）
14（0 0 1 0）	匿名	匿名	実名	匿名（一般）
15（0 0 0 1）	匿名	匿名	匿名（筆名）	実名（指名）
16（0 0 0 0）	匿名	匿名	匿名（筆名）	匿名（一般）

めるほかない。

例えば、場合１（1111）は、総てを実名で記述する報告で、心理臨床実践においては、先に述べたように、公刊が「不可能な場合」である。場合２（1110）には、語り手も、聴き手も、書き手も「実名」で、読み手には、広く一般読者が想定されている場合が考えられる。これは、一般ジャーナリズムの署名入りルポルタージュ記事のような場合が、考えられるが、心理臨床実践の報告としては、不適切な場合がほとんどであろうし、現実には極めて稀な場合ではなかろうか。心理臨床実践の研究報告においては、場合10（0110）の、（匿名、実名、実名、匿名）の場合が、一般的である、と考えられる。すなわち、来談者Ｃの名前は「匿名」とし、心理療法家Ｔの名前は実名とし、報告者の名Ｗも実名で、一般読者が読めるように公刊される、という場合である。場合14（0010）には、例えば、心理臨床実践のスーパーバイザーが、研修生の実践を記録し、それを、自らは実名で、スーパーバイザーとしての立場を明らかにしながら、研究報告する場合が、その例として考えられる。来談者と研修生の名を、匿名にして、筆者は実名で研究報告を公刊する場合である。このような場合も、しばしば見られることであろう。興味深いのは、場合16（0000）の、（匿名、匿名、匿名、匿名）の場合である。これは、総ての関係者Ｃ、Ｔ、Ｗ、Ｒが匿名である場合で、公刊されうる場合である。これは、作家が筆名で書く虚構としての小説の場合に、限りなく近づくことになる。これらと同様に、残りの他の場合についても、現実に対応する場合を考えることが出来て、それぞれの場合に、Ｗの「匿名化」の意味は、多種多様に変化する。ここでは、「匿名化」の多種多様性の源泉が、これら16通りの場合の存在にも起因していることを、指摘するに留めておく。

実名と匿名の多種多様性

「匿名にする」、「匿名化を『選ぶ』」とか、「選ぶ」とか、これまで簡単に書いてきた。しかし、「匿名」ということは、具体的に見ていくと、実は、そう簡単なことではないようである。「匿名にする」とは、「実名を避ける」という点では確かに共通している。しかし、「匿名にする」ことには、それぞれの場合に具体的な動機あるいは理由があり、それは多種多様である。それに対応して「匿名」にも、多種多様な在り方が考えられることになるからである。

そもそも、「実名」（本名、姓名、俗名）に対する「匿名」として使える可能性をもつと考えられるものとして、多種多様な「名」を表す言葉がある。

異名、仮名、偽名、芸名、源氏名、職名、戒名、通名、俳名、筆名、別名、変名、無記名、無名、役名、幼名、略名、などなど、である。それぞれを一つ一つ評する余裕はないが、「匿名にする」ことの動機が、それぞれに秘められているということ自体は、容易に推測できよう。そのほかに、暗号名や暗証番号、約束による記号名など、その他の多種多様な「匿名化」の方法が考えられよう。

例えば、山中康裕（1978）は、自らの心理臨床実践を報告するに当たって、印象深い独自な「匿名化」の試みを行っていた。すなわち、それぞれの症例のＣを、症例としての心理学的本質を表示する名前、例えば、「犬噛み道太」、「口無し太郎」、「赤頭巾庭子」、「地獄の鬼太郎」、「母恋い霧子」…などを創作して、用いたのである。

さらに、「匿名とする」と言っても、（Ｃ、Ｔ、Ｗ、Ｒ）の何れの名前を匿名とするか、によって、その具体相は、当然、異なってくる。Ｃについての「匿名」は、匿名としているのだということが誰にでも誤解の余地無くわかるように示すことで、その「秘密」を守る役割が果たせることになるので、しばしば、Ａ、Ｂ、Ｃ…などの無機的なアルファベット文字が用いられる。仮に、実在する名をＣの仮名として用いると、どこかに実際に存在するその名をもった別人を実名で扱っているとの誤解を生じる可能性が生じるので、それは出来ないのである。それに対して、Ｔについては、その臨床実践が成功であるとみなされる場合には、実名が用いられ、失敗例であるとみなされる場合には、匿名が用いられる傾向があるのではないか、とも想像される。そして、Ｗについては、科学論文では、研究者として、執筆者としての文責を明示するために、実名を名乗ることが多くなされるであろう。だが、同じ筆者でも、書く場所によって、実名と匿名（筆名）を使い分けることも、行われる。たとえば、同じ事例について「書く」ときにも、精神病理学者としての「小木貞孝」（1974）、小説家としての「加賀乙彦」（1979、1980）という具合のように、である。そして、Ｒについては、「実名」というのは、読むべき人間を指名した人物に限定する場合、たとえば、ある特定の

人物宛の「親展」の手紙としてであったり、あるいは、C自身のみが読むことを許容し、C以外の人物が読むことを禁じる「極秘の日記」の場合、であったりする。Rが「匿名」であると理解されるのは、一般的に、読者について特別の指示が無い場合で、たとえば、一般的な公刊物の文書の場合が、これに当たる、と理解すればよいであろう。ただし、特定の個人を指定するのではないが、暗黙のうちに、読者が限定される場合として、限られた読者しか読まないと想定される特別の学術雑誌への寄稿の場合がある。あるいは、国内の一般人が読む可能性は極めて低い専門的な外国語雑誌への寄稿は、結果として、Rを暗黙のうちに指定し限定することになる、とも考えられよう。ラテン語や速記記号などで書くのは、それらを理解できる読み手に読者を限定する働きがある。暗号文はその極にある。

以上の議論のねらいは、「実名と匿名」ということが、単純素朴に、一通りのことであるという思い込みが、仮に一般世間にあるとすれば、その思い込みを真っ向から否定し、状況によって、人物によって、「選ぶ」の目的や理由などによって、「匿名にする」の具体的な姿は極めて多種多様となりうるということを改めて確認することである。「実名を避ける」という人間の営みには、古い歴史があり、心理臨床実践での「選ぶ」も、そうした歴史の一こまの出来事なのだ、とも言えよう。

さらに、指摘しておくべきことは、「選ぶ」は「書き手」の主体的な行為である、ということである。そのことが、能動的な「選ぶ」の意味の解明へと導くことになる。

「書き手」の視点性

さて、先に列挙した16通りのいずれの場合にせよ、報告を「書く」にあたって（誰を、実名にし誰を匿名にするかを）「選ぶ」のは「書き手」Wである。そして、「書き手」Wは、視点性を免れることはできないことは自明である。言い換えれば、神ならぬ身の一人の人間が「書き手」Wとなって、もの（記録、報告、研究報告など）を書くとき、その人間は、その人間なりの視点をもって、その視点から、さらに言えば、その視点に限定されて、書き記す以外に、書き記す術は無いのである。このことは、フッサールを始祖とする現象学が、徹底して、疑問の余地無い仕方で、明らかにしているところである。もちろん、ここで言う視点性には、狭い意味での現実の時間性と空間性の限定を受けているという意味だけではない。記憶、回想、予期、予想、感覚、知覚、思考、想像、空想、幻想などの意味も含めて、また、言語、身体、イメージなどの意味も含めて、総て、その人間の経験する世界に限定される他ありえない、という意味が込めてられている。「書く」の視点性の問題を詳細に論じた漱石の『文学論』も想起されよう。

さらに言えば、「書き手」の視点性には、そもそも「書き手」として書くものを書く動機や理由、そして、ここでの主題である「選ぶ」の在り方も、含まれている。書き手は、書き手の視点性にしたがって、「実名」あるいは「匿名」を「選ぶ」のである。

「書き手」と「語り手」、「聴き手」、「読み手」との融合と分離

ある人間が、独り思い、ただ耳を傾け、何も語らず何も書かず、そのまま逝くということもありうる。独り瞑想に耽り、悟り、黙して語らず、独り逝く、という場合である。その場合は、その人間が「書き手」となる場合の「匿名性」如何が問題となることは、そもそも無い。これは、「書き手」はそもそも最初から存在しなかった場合である、と考えてよいであろう。その人間が、何を想い、何を悟ったかについて、この世の誰も知らない、という場合である。これが、想定されるひとつの極限の状況である。そして、ここから出発するなら、次第に、「語り手」、「聴き手」、「書き手」と「読み手」の四者へと分化し分離して、発展して行く道筋を思い描くことができよう。しかしまた、逆に、相対的に独立している四者が、次第に、さまざまな結合を重ねながら、遂には、一者に結合し融合して行くに到る道筋を思い描くこともできる。そして、任意の現実の四者と、それらの間の関係は、この両極を挟む多種多様に枝分かれした道筋の途上の一点として位置づけて、考えることもできよう。

ここで主題としようとしているのは、ある心理臨床実践に関わって「書き手」が存在する場合である。そこで、「書き手」の存在を前提とするなら、「書き手」が、他の「語り手」、「聴き手」、「読み手」の三者から独立している場合に始まって、他と結合あるいは融合する多様な場合を考えることができる。たとえば、心

理臨床実践においては、「聴き手」としての臨床実践家が、自ら「書き手」となって報告を書く、という状況は、極めて普通の一般的状況であろう。これは、「書き手」と「聴き手」が融合した状況の場合、言い換えれば、「T＝W」の場合である。しかし、可能な状況は、決してそれだけに限られているわけではない。たとえば、「語り手」としての来談者・患者が、その心理臨床実践での自らの経験を書き記すこともあり得る。この場合は、「書き手」Wと「語り手」Cが融合した「C＝W」の状況であると考えられる。同様に、「書き手」Wが自らの「極秘の日記」に書き記し残す場合は、「書き手」Wは「読み手」Rに融合した「R＝W」の状況である、と考えてよいであろう。もっとも、時の流れによって、そのような「極秘の日記」が、後日現れることになる他の「読み手」Rたちによって読まれることも、十分にありうることであろう。それは、「書き手」と「読み手」の融合の「R＝W」の状況から、両者の分離が発生し、「R≠W」の状況となった、と考えることにしよう。それぞれの場合に「匿名性」に関わる「選ぶ」が出現し、考察すべき問題が発生する。

分離する場合、あるいは、融合する場合、それぞれに考察すべき問題は、多々発生するが、「匿名性」を主題とする本論考においては、紙幅の限定から、四者が分離している場合を典型として主に扱い、他はその派生形態として、更なる考察は読者に委ねたい。

「実名」と「匿名」の時の流れによる変化

書き手が「選ぶ」時点において、「実名」が実名として働き、「匿名」が匿名として働くとしても、その働きが時の流れに伴って変化する、ということが考えられる。

そもそも、「匿名」は、常時よほどの秘匿に向けた努力の継続なしには、「匿名」では無くなって行く、という変化が起こることが、当然、予期されるのである。それは、「匿名」で指示された人物が、読み手となる可能性をもつ人間たちの興味関心をひく人物であるような場合には、なおさらのこと、その「匿名」の人物が誰であるかを知ろうという動機が、多くの人々に生じる可能性を消し去ることができないからである。

そもそも、秘密というものは、その秘密を知ろうとする人々の心に逆らって、護られるものであってみれば、暴かれるべきものとして、秘密は存在する、とさえ言える。そこで、時間の流れと経過によって、当初は「匿名」であった人物の「実名」が、やがて明らかにされる時がやって来るのは、一般的に、避け難いのだ、とさえ言える。

それは、また、「匿名」とする書き手の秘匿への動機の強度が、時間の経過とともに次第に褪せて弱まって行くということとも、関わりがある。さらに、もし、書き手が極めて強い動機をもって「匿名」としたにしても、その書き手自身が亡くなれば、その強度な動機も、その死と共に消え去るほかない、とも考えられよう。そう考えると、「匿名」とすることは、決して永遠に、その実名の人物を護り切れるものではない、という洞察も生まれてくるように思われる。たとえば、当初、W（書き手、筆者）を「匿名」とする目的で用いられる「筆名」も、後には、それがかえって手がかりとなって、その実名人物の研究へ道を開く、などという皮肉なことさえ起こりうるのである。例えば、戦前戦中の政治的地下活動者の匿名（筆名）は、戦後、そのように働く可能性を生じた。漱石の心の病（土居健郎、2000:244）に関する情報も、同様なのかもしれない、と考える。

「書く」の動機と、「公刊する」の動機

これから、少し話を限定して、場合10（0110）の派生的な融合形態について考えることにする。すなわち、（C、T、W、R）＝（匿名、実名、実名、匿名）で、しかも、「T＝W」の場合である。ここで、考察するのは、「公刊する」ために、公刊を予期して「書く」場合である。この場合の、「書き手」Wの、書く動機には、他の場合と同様に、実に多種多様なものがあり得る。そこで、書き手は、何を最も心に留めているか、を考えることにする。書き手の「心遣い」、「気遣い」、「慮」（Care、Sorge）の向けられているのは、何か、あるいは、誰か、ということを手がかりとして、考えを進めてみよう。

心理臨床実践の報告を公刊するために書く場合、書き手にはなんらかの「書く」ことへの動機がある。書き手は、多種多様な「気遣い」をしている。やや粗く、思いつくままに、挙げてみる。

第一に、公共の動機として、0）人類の幸福のため。

1）心理臨床実践の科学（たとえば、精神分析学）に貢献するという大義のため。2）掲載する雑誌を支持し、それを支える学会の活動を支えるため。3）報告を出版する出版社に貢献するため。4）自らが所属する教育研究機関（大学、研究所など）の世間での声望を高めるため。5）みずからが信奉する研究の集団（学派、学会、などなど）の評価を高めるため。

第二に、他者の利益、利他の動機として、1）自らの心理臨床実践の成果を学んだ他の臨床実践家が、同様の事例において、適切な対処による実践が出来るようになるため。2）公刊された臨床実践研究により、それを読む他の臨床家が、そのおかげで臨床家として成長するため。3）1）のように学び、2）のように成長した臨床実践家の心理臨床実践によって、公刊された実践事例と同様の問題を抱えた来談者Cが、救われるため。

第三に、自己の利益、私利私欲、利己の動機としては、1）自らの実践的研究者としての声価を、自らの所属する（たとえば、心理臨床実践者の）「業界」で、高めるため。2）公刊された出版物のおかげで、（出版物が売れて）、経済的な利益を得るため。3）就職口を見つける際の、業績を挙げるため。4）職場での地位の向上、昇進（たとえば、講師から助教授へなど）の材料とするため。5）自らの「生きがい」と生の充実感を得るため。

以上、試みに、公共の動機、利他の動機、利己の動機を、相互に分けて、思いつくままに挙げてみた。しかし、現実における動機は、このように鮮明に分かれるものでは決してない。幾つもの動機が重なり合って同時に働いて、ひとつの「書く」という行為を促し、支え、実現させているものと考えられる。したがって、利己の動機から「書く」書きものが、それゆえに価値がない、とは直ちには言えない。いわば、金儲けのために「書く」ことをしている著者の書き物によって、救われる人が世に出る場合を一方に考え、他方に、「世の為、人の為」に「書く」ことをしていると唱える著者の書き物が、内容が空疎で、誰をも益せず、誰をも救わない場合を他方に考えるなら、「利他」という観点からも、前者には後者よりも価値がある、ということになるであろう。「書く」については、利己と利他が分離している場合だけではなくて、利己と利他の融合が起こる。そこから、内面の利己的動機を利他的動機で表面上粉飾し、自らの「書く」を自己弁護する、などといったことも、しばしば起こりうることになる。

「選ぶ」の動機：場合10（0110）、T＝W.

以上のように、多種多様な動機で、公共、利他と利己の動機、及びそれらの融合で、「書く」が為されていると仮定する。すると、我々の主題である、書き手Wによる「選ぶ」という行為の動機にも、また、多種多様な動機が秘められていることが見えてくる。

書き手Wが、（匿名化を）「選ぶ」場合にも、心理臨床実践報告を「書く」の場合と同様に、公共、利他、利己の動機がありうる。では、（C、T、W、R）＝（匿名、実名、実名、匿名）の場合で、しかも、「T＝W」の場合、そこで為される「語り手」Cの「匿名化」、「書き手」Wの「実名化」、そして、報告の公刊、つまり「読み手」Rの「匿名化」、それぞれの動機は何でありうるであろうか。

まず、「語り手」Cの「匿名化」について。語り手Cの匿名化は、通例、Cのプライバシーを保護するのが、その第一の動機である、とされる。もちろん、第三者によるCの同定を避けるために、語り手の周囲の状況、例えば、その住む都市名、学校名などなど、手がかりと成りうる固有名詞を匿名化することも一般に行われており、これも、同じ理由によるものとされている。しかし、現実の動機は、それだけであるとは限らない。そのことは、仮に、Cを匿名化せずに、実名で心理臨床実践報告を公刊した場合を考えてみると、その第二の動機が炙り出されてくる。すなわち、実名で公刊した場合、その報告は、場合によっては、プライバシーの侵害、私的な秘密事情を本人の意思に反して暴露したものとして、Cによって抗議を受け、さらには法的に訴えられることになる可能性を生ずるであろう。したがって、匿名化は、Cのプライバシーの保護という第一の動機に加えて、同時に、その裏面として、望ましくない訴訟事件から書き手W自身を保護する、という第二の動機も密かに含まれていることになる。第一の動機と第二の動機は、この限りでは、お互いに矛盾せず、Cの匿名化という実践によって、同時に満たされることになるので、ここには、深刻な葛藤は生じないように見える。

しかし、Cの匿名化のみによって、Cのプライバシーの保護が完璧に成されうるか、と言えば、それに

は、疑問の余地がある。すなわち、それが、本論の冒頭に挙げた私にとっての「一つの原体験」のような場合である。すなわち、仮に、Cの症例報告が、匿名化された上で公刊されたとすると、Cが、聴き手（心理臨床実践者）Xの心理臨床実践を受けていた来談者であったことを知り、かつ、Cの個人的状況を知る人にとっては、匿名で報告されている事例が、Cに関わる事例であることを、推測することは、それほど困難なことではない場合が起こるであろう。まして、C本人あるいはCの家族にとっては、その事例が、Cの事例を公に報告しているものである、と推測すること、あるいは、場合によっては、そのように誤って確信すること、さらには、正しく直観すること、などが、起こりやすいということは、容易に想像されうる。いずれにせよ、C本人が、保護されなかった、と感じる場合を防げないのである。つまり、匿名化だけでは、プライバシーを完全に保護することも、Cに保護されていると感じさせることも、困難な場合が生じうるのである。

少なくとも、臨床実践報告を公刊する場合に、読者のなかから「語り手」C一人のみを排除することは、してはならないであろう。公刊以前のCによる読みと、その読みに基づく、公刊への了解を得ておくことが、もし仮にも、語り手のプライバシーの尊重を唱えるならば、必須となるであろう。しかし、このことは、さらに、幾つもの問題を発生させることにもなる。公刊については、Cおよびその保護者あるいは家族の「インフォームド・コンセント」を予め受けておけばよい、という意見がしばしば出される。これは、確かに、その予め確認した公刊への「予めの同意」を得ておくことによって、書き手Wが、Cおよびその家族から、訴えられる危険を防止する、第二の動機の充足を実現する方策としては、恐らく有効であろう。しかし、匿名化の本来の目的であったかのように見えた、語り手Cの私的な秘密を保護するという意味では、上記の「予めの同意」は、何の役割も果たさない。なぜなら、「予め同意」したからと言って、「匿名化」が強固になって、秘密が一層堅固に守られるようになる、という保証は何もないからである。むしろ、「予め同意」したことを、同意した本人であるCが、他者に語れば、その他者は、「予めの同意」を受けて公刊された報告に記されている臨床事例が、Cについてのものであることを知ることになる。そして、その他者が、さらに他人にそのことを、語れば、「秘密」は、何時の間にか、「公然」のことに変化してしまう可能性がそこに生まれるのである。それに、心理臨床に関する「素人」である語り手Cには、報告の公刊の後に起こりうる結果としての「プライバシーの侵害」を、「予めの同意」の時点で予測する十分な能力があるとは限らないのである。そこで、「予めの同意」の時点において、多種多様な「プライバシー侵害」の具体的可能性を、告知せねばならないことになる。しかし、そのような危険の具体的可能性を十分に知った上で、「予めの同意」をする語り手が、果たして、どれだけ現れるであろうか。

「予めの同意」は、書き手Wの第二の「利己の動機」を満たすとしても、語り手Cの「プライバシーの保護」という、書き手Wの第一の「利他の動機」は、満たすことには、有効には働かないのである。むしろ、公刊の事後において、万一、語り手Cが社会的に広く同定されるに到り、「プライバシーの侵害」が起こった場合にも、語り手Cが、書き手Wに対して抗議する、あるいは、訴訟を起こす可能性を、予め、語り手Cから奪い去る、という意味をもつことにさえなりうる。他者である語り手Cの「プライバシーの保護」という「利他の動機」を唱えつつ、実は、書き手R自らを、告訴されることから守るための「訴訟からの保護」という「利己の動機」という側面が、見えてくる。こうして、「予めの同意」は、主として、書き手Wの「利己の動機」を満たすものとなり、「利他の動機」を満たすものとしては、すくなくとも不十分である、ということが明らかとなる。

さらに、仮に、公刊に向けて「予めの同意」を得るという手続きを必須としたとする。すると、今度は、もう一つ別の望ましくない問題が現れて来ることになる。それは、心理臨床実践報告に、事例の経過事実の報告に留まらず、その事実の、報告者（書き手）Wによる心理学的あるいは精神病理学的などの「解釈」が含まれる場合、…そして、多くの場合は、必ず解釈が含まれるであろう…、その解釈について、これも、語り手Cによる「予めの同意」を得る必要があるかどうか、という問題である。「予めの同意」を、この点については、得ようとしないとすると、公刊されてから後、その解釈をめぐって、語り手Cが、例えば、密かに「激怒する」というような場合が生じうる。しかし、他方、「予めの同意」を得ようとすると、今度は、

その解釈は、語り手Cの同意が得られるような解釈に限定されずにはいないであろう。すると、書き手Wによる解釈の自由が語り手Cによって、限定される、という問題が発生する。つまり、「予めの同意」を得ようとすることで、書き手Wの解釈の内容が、素人である可能性のある語り手Cのいわば「検閲」によって、制約を受けるという問題が発生することになる。

こうしてみると、「匿名化」によって、秘密が完全に防衛されるという保証が無い場合、つまり、「匿名化」しても、多種多様な手がかりによって、語り手Cの同一性が公になる可能性が少しでも残されている場合には、心理臨床実践の公刊は、極めて危険である、ということにもなりそうである。

しかも、その「公刊」の動機が、「公共の動機」、「利他の動機」を装った「利己の動機」であったりする場合、以上の問題は、極めて深刻となるであろう。では、心理臨床実践に関わる報告の「公刊」は、避けるべきである、ということになるのであろうか。それでは、心理臨床実践の臨床知の広い範囲での継承は不可能となってしまうであろう。

「匿名化」で十分かどうかの慎重な検討が必須である、とは言わなくてはならない。

しかし、もっと、本質的な問題がある。それは、心理臨床実践報告において、公刊によって、伝達し伝承したいことは、何かという問題。そして、それは、果たして「匿名化」によってしか伝達し伝承できないような事柄なのか、という問題。その伝達し伝承したい事柄を、伝達するのに、「匿名化」以外に、最善の方法は無いのか、また、あるとすれば、それは何か、という問題であろう。それは、心理臨床実践報告によって、伝えられるべきこととは何か、というより一層本質的な問題へと迫っていくことになる。

つぎに、「書き手」Wの「実名化」について。書き手Wが、心理臨床実践研究報告の公刊において、著者として「実名」を名乗ることには、どのような動機が隠されているのであろうか。

特別の動機などありはしない、それが、慣例化し自明化した慣習だからである、というのも一つの答えであろう。そして、多くの場合、恐らくその通りでもあろう。

しかし、書き手が実名を明かすことによって、報告中に扱われている事例の範囲が限定される。その限定は、その研究者としての経歴が短い若い実践者の場合においては、現実に扱ったことのある事例数が未だ少ないことということから、事例が同定される危険の可能性を、一層増大させる。つまり、語り手Cを「匿名化」しても、「匿名化」すべき事例の数がもともと少ないことによって、少なくとも身近な関係者には、事例の同定は、比較的容易になされうることになるのである。語り手Cの匿名化も、書き手Rの実名化によって、「頭隠して、尻隠さず」となる可能性が生まれるのである。

そこで、書き手Wを実名とする理由を丁寧に検討することが求められる。

報告において、書き手Wを「実名化」する場合の、Wの動機あるいは理由には、多種多様あるだろう。思いつくままに挙げるなら、以下のようなことが考えられよう。

第一に、公共の動機である。すなわち、実名化することにより：1）書き手Wの報告内容に対する責任の所在を明確にする。それが、事実であることを保証する。2）書き手Wが書いた公刊著作の、同一著者によるものとしての、連続性と統合性を、維持するとともに、明確にする。3）書き手Wの出現、活動、などを、実践研究者の社会で、公に位置づける。これは、その実践研究の世界全体の歴史を考えるとき、重要な意味である。例えば、将来、心理臨床実践研究の歴史研究がなされるとき、仮に、書き手Wの「実名化」が為されず、「匿名化」が一般的であったとしたら、しかも、公刊される研究ごとに、匿名の仕方が異なるなどというように徹底されてそれが行われるとしたら、歴史研究は、極めて困難となるであろう。

第二に、利他の動機である。すなわち、実名化することにより：1）臨床実践研究において、語り手Cに被害が及ぶような何らかの事故が起こった場合に、書き手Wの責任を明確にしておくために。この場合、Wの実名化は、語り手Cの抗議なり訴訟なりの対象とすべきは誰であるかを、公に明確にしておく、という意味を持つことになる。2）報告されている事例について、研究上、あるいは、実践上、さらに詳細な情報を求めるときに、誰に求めるべきかを、明らかにするために。3）実践家としての書き手Wによる報告を、高く評価して、その何らかの協力を得ようとする場合に、それが誰であるかを周知させるために。逆に、低くしか評価されない業績としての「報告」の書き手Wに、誤って、協力を求めるというようなことが起こら

ないように、つまり、書き手Wを人々が回避できるようにして置くために。要するに、報告とその書き手Wの関係が明瞭である場合には、「報告」を手がかりとして、書き手への接近と回避を調整することが、広く読み手の社会で、可能となる、ということである。

書き手Wとその作品としての「報告」の関係は、芸術家と芸術作品との関係に似たところがある。書き手Wは、特定の「報告」の書き手として、「報告」によって、世に認められるのである。その意味で、書き手が「報告」を作品として「書く」というばかりでなく、作品としての「報告」が、「実名化」されている書き手Wを、「書き手」および「聴き手」として、同定させることになる。

第三に、利己の動機、実利に向かう動機、である。実名化することにより：1）書き手Wが、心理臨床実践家としての名声を高めるために。有名になるために。もっとも、この裏には、「報告」の内容の如何によっては、その評判を低める、悪名を高める、という危険も、当然、伴っている。2）書き手Wが、自らの名を、世に残すため。歴史に名を留めるために。3）書き手Wの実名による研究業績として、残すことで、社会的地位、職業的地位、経済的利益を、獲得するために。例えば、講演依頼の人選が、実名による研究業績に基づいて行われるとすれば、実名による「報告」の公刊を重ねることは、書き手Wにとって、必須であろう。「実名化」にも聖と俗の動機が共に秘められている。

終わりに、「読み手」Rの「匿名化」について一言。繰り返しに成るが、読み手の「匿名化」とは、読者を限定せずに、公刊することである、とここでは理解することとした。それとは対照的に、「実名化」とは、読者を何らかの仕方で、指定し、限定することである、と理解することにした。その極端な場合には、「親展の手紙」などが、考えられた。では、公刊することに秘められた動機は、何か。言うまでもなく、多くの読み手Rを、つまり、広範囲の読者を多く獲得することである。そのことは、Cの匿名化によって、Cが広く知れ渡ることを望まない私的な秘密、つまり、プライバシーを保護するという動機と、匿名化されているとは言え、「報告」を、広く多くの読者を獲得することによって、周知させようという動機と、この両者の間に根本的な葛藤が生じる。そして、この葛藤と矛盾の発生を防ぐことは困難である。「匿名化」によって、不特定多数の読み手に、「報告」を読む機会を提供することは、それだけ、Cの「匿名化」によって守ろうとした「秘密」が公然化される危険が増大することになるからである。Cのプライバシーを真に尊重するなら、「選ぶ」において、読み手Rの匿名化（広範化）は避けて、「実名化」、限定した読者に対してだけの「報告」とすることを、選ぶのが、道理に合っているように思われてくるのである。

にもかかわらず、敢えて、読み手Rの「匿名化」（広範化、一般大衆化）を選ぶのは、どのような動機に基づくのであろうか。「書く」の動機と、「匿名化」の動機は、ここで、密接に関わってくることになる。それが、公共、利他、利己のいずれの動機によるにせよ、である。

心理臨床実践報告は、果たして、真に他者のためであるか。真に利他のためであるか。もしそうだとするなら、何ゆえに、他者である語り手Cの傷つきの危険を冒してまで、臨床報告をするか。ここで、想像を逞しくして、極めて卑俗で嫌味な言い方を敢えて試みてみよう。すると、問題はこうなる。『心理臨床実践家は、他人が専門家として守秘を信頼して打ち明けた個人的な「内緒話」と「打ち明け話」、プライバシーに関わる「秘め事」、しかも、広く知れ渡ることを語り手C本人は、自ら決して望んでいない「私的な秘密」を、簡単な「匿名化」するという制度化された余りにも通り一遍の単純操作で、つまり、誰の事だか判らないように名前を隠すというだけの操作で、公刊している。彼らは、自らの研究と実践の業績を上げるという「利己的な動機」から、人様の「秘密」を、ご立派な「学問的報告」として、広く世間一般にぶちまけて、語り手Rの信頼を裏切り、その幸せを危険に曝してまで、心の痛みさえ覚えずに、公刊しているのではないか。』

ここには、書き手Wの「書く」と「選ぶ」の動機を、他者である読み手Rによる知覚あるいは、語り手Cによる知覚が、問題となる。言い換えれば、他者が、その動機を真に「公共の動機」あるいは「利他の動機」に基づくと知覚するなら、多少の痛みも、許容するかもしれない。しかし、それが、「利己の動機」に基づくと知覚するときには、許容しないであろう。それが、恐らく、語り手Cの「激怒する」を生む可能性を生じるもの、と考えられる。詳細は、割愛する。少なくとも、「選ぶ」は、形式的なルーティンとして流さ

れて行われるのではなくて、想像力を巡らせて、「秘密漏洩」の多種多様な影響・効果の可能性に思いを致すこと、深く省みること、最悪の場合を覚悟することが、心理臨床実践家には、強く求められている。語り手Cは、人間心理の探究における共同研究者でもある、とする思想が想起される。語り手Cが、単なる研究対象ではなくて、共に生きる主体的な他者であることを忘れてはならない。「聞き手と語り手との間の対話はすばらしく有用だ」、しかし、「それは人間的尊厳に対して最大限の敬意を払って行われなければならないのである」(ボク、1997:120)。

守秘と伝達(伝承)の矛盾

心理臨床実践においては、その実践において知りえた事実であって、さらに、公になればC(患者、来談者、相談者…)の不利益になるような事実、あるいは、Cが何らかの理由で公になることを望まないような事実、があれば、その秘密を守ることは、いわゆる職務上の「守秘義務」によって、「義務」であるとされている。しかし、以上の考察を踏まえると、それは、むしろ「守秘権」あるいは「権利」である、と考えるべきではないか、とさえ思われ始める。なぜならば、その守秘が保証されない場合には、長い間には、次のような事態が生じる可能性があるからである。すなわち、心理臨床実践において語られた「秘密」が守られることが必ずしも保証されないという事実そのものが、広く世間一般に知れ渡るに至り、将来のCが、自らの心の秘密、私的な生活の秘密を、心理臨床実践において、明かすことを躊躇うようになり、さらには、心理臨床実践そのものへの不信感から来談者(Client)となることから遠ざかるようになる、という結果が広く浸透する可能性さえも生じうるからである。こうして、心理臨床実践は、その潜在的な来談者を失う結果を招来する事態が生まれうる。しかも、来談者数の減少のこの理由には、ひいては、心理臨床実践の衰退の理由には、実践者たちは気づくことが困難である。いや、気づくとすれば、「守秘義務」の違反に対する来談者たちの抗議、あるいは、訴訟という形で現れた現象の本質に気づく場合である。その本質とは、来談者たちの抗議は、「心理臨床実践」における「守秘」への不信の発生ということであり、それは、「義務」への違反であるということに留まらず、実は、「心理臨床実践」そのものの基盤を侵食する腐蝕である可能性がある、ということである。したがって、「守秘」は、心理臨床実践の存続そのものを守るために必要な「権利」だと、考えるべきではないだろうか。そして、その「権利」を放棄したとき、あるいは軽視した場合には、将来に於いて、自らの実践そのものの存続が危うくされることになるという危機感が、その権利の堅持を根底から支えるべきなのではないだろうか。

人間には、秘密を守ることは極めて難しい。秘密は、時を経るにつれて、漏れる。そして、秘密はいったん漏れれば、人びとの興味・関心を引く程度が高いことに比例して、秘密でなかった事柄よりもかえって、一層広く知れ渡ることになる危険な可能性を孕んでいる。私的な秘密を守るのに、心理臨床実践の報告における「匿名化」だけで、果たして十分といえるであろうか。「匿名化」は、それによって守られている「秘密」を、最大限の力をもって暴こうとする者の存在を仮定した場合には、決して十分な防壁とはなりえない。かりに、匿名人物(C)の臨床事例の実名あるいは本人の同定を、専門家(例えばプロの敏腕探偵)が本気で取組んだとしたら、「匿名化」だけでは、たちまちにして、その秘密の壁は打ち破られるであろう。(C、T、W)の関係が確認されれば、TがCについて書いている限り、公刊された事例研究から、Cについて、調べ上げることは、さほど困難ではないであろう。アメリカの政治家の選挙運動中にしばしば為される精神病歴の暴露の事例などを見れば、このことは、容易に想像されうる。その意味では、(T=W)は、Cとの関係そのものを、第三者に対して、絶対に秘密にしなければならないのではないか。「匿名にすればそれで十分である」と考えるのは、安易に過ぎるではなかろうか。

しかし、以上は、事の半面に過ぎない。心理臨床実践において、臨床家は、他では得ることが不可能であるような経験と経験知を獲得する。それは、臨床家の間で共有され、さらに、実践的な学問研究としてその認識知が伝達・伝承・蓄積されることによって、心理臨床実践は、次第に、ますます充実して行くことが期待されている。とすると、心理臨床実践にとって、実践の場から得られた経験と経験知とそれらに基づく学問による認識知の、伝達・伝承・蓄積は、その生命であり、その存立・存続にとって、必須なのである。そこで、問題は、次のようになる。

心理臨床実践における「秘密」を守りながら、如何にして、その「秘密」に基づいて形成された経験・経験知・認識知を、伝達・伝承するか。如何にして、広く、心理臨床実践に携わる、出来る限り多くの、実践者たちに、それを広めるか。言い換えれば、「秘密」を秘密として守りながら、如何に、広範に、その秘密に基づいて形成された臨床知を「広める」か、という問題である。「秘密を守ること」、と同時に、「広く知らしめる」こと。これは、一見、根本的に矛盾した課題であり、困難な課題であることは明らかであろう。

「秘密」の公刊は、原理的に、守秘を困難にする。そのことは、例えば、軍事秘密に関する同時代における公刊は、全く考えられない、ということからも、明らかであろう。さらに、公刊されたものは、長年にわたって残存し、広く人の眼に触れる可能性を生じる。公刊して広く人の眼に曝しながら、その「秘密」を守り続ける努力を、その総てに及ぼすことは、ほとんど不可能である、と言ってよい。

心理臨床実践報告の「公刊」は、「守秘」を自ら進んで困難に曝す行為であり、さらには、心理臨床実践を、長い目で見れば、その基礎を根底から腐蝕して行く可能性を孕んだ危険な行為なのである。すくなくとも、「公刊」をどうしても為すべきであるとするならば、それは、熟慮にも熟慮を重ねた上で、覚悟の上で初めて為されるべき行為なのである、と言わなければならない。

カソリックの「聴聞僧」は、聴聞した懺悔や告白を「匿名化」してまで「公刊する」ものであろうか、という疑問が、ふと心をよぎる。それをするとすれば、どこでどのように、するのか。しないとすれば、なぜ、しないのか、という疑問が浮かんでくる。

では、この矛盾する困難な課題を、解決する術は、果たして無いものだろうか。

私の心に直ちに浮かぶ課題解決の可能性は、以下の通りである。

1）公刊しない。伝達と伝承を「秘教化」する。武道や芸道の秘伝書を思えばよい。
2）限定された秘教的な伝達の後は、必ず消去する。「一度聴くと消えるテープ」。
3）読者を厳密に指定し、厳しく限定する。しかし、漏洩の可能性を覚悟し、常にそれに備える。しかし、漏洩を恐怖する語り手に、どのような償いが可能であろうか。
4）敢えて公刊する場合、すなわち、R　を「匿名」とする場合は、同時に、C、T、W、　も「匿名」とする。いわゆる個人的「業績」の蓄積は、困難となる。
5）報告は、十分に時間を経た過去の事例を「匿名化」したものに限ることにする。
6）「語り」を「虚構化する」。これは、4）のC、T、W、R　の「匿名化」に限りなく近い。

1）から6）までの、それぞれの解決には、当然のことながら、それぞれに、長所も短所もあり、利害得失がある。それらについて、ここで残された紙幅と時間では、詳細に論じることはできない。次の機会を待つほかない。一言付言することを許されるとすれば、私は、6）の「虚構化」に課題解決の最大の可能性が秘められている、と感じている。「虚構化」は、現実世界から虚構世界へと越境することであって、「匿名化」とは次元を異にする行為となる。言い換えれば、「匿名化」によっては、現実と虚構の間の移行が、異次元間の移行が、生じ得ないのである。そして、「虚構化」のこの越境が心理臨床実践報告において、さらに人間科学一般において、積極的な意味をもつためには、「虚構は、現実を踏まえて、現実を超える」（西郷竹彦　1991）という思想が心理臨床実践研究において活かされ、広く世間一般に広められなければならない。そうなるのは、まだまだ先の遠い将来のことであろう、と私は感じている。

さらにまた、この問題の解決のための多種多様な可能性を開発するため、多種多様な可能性を豊かに想像し、工夫し、創造することが、心理臨床実践の健全な発展と存続のためには、解決を求められる緊急の課題であることを、とりあえず指摘しておきたい。

おわりに

淑徳大学大学院社会学研究科附属心理臨床センターの開設を祝して本稿を記す。

著者は、比較的長い期間にわたって、教育現場の実践に親しみ、研究し、そのために、現象学的精神病理学、現象学、現象学的心理学と、学んで来ている者である。教育実践とその研究を「心理臨床実践」に含めることが出来るのかどうかを、私は知らない。しかし、明らかに、私は、狭義の心理臨床実践を専門とするものではない。狭義の「心理臨床実践」の領域で

は、著者は、あくまでも素人であり、全くの門外漢である。

そこで、本稿では、狭義の心理臨床実践――例えば、カウンセリング、サイコセラピー、心理相談、心理療法、教育相談、精神療法、精神分析、行動療法、催眠療法、内観療法、などなど――そのもの、および、その研究を主題とすることは避けた。そうではなくて、心理臨床実践研究者が、そのような狭義の心理臨床実践を終えた後、その実践に基づいて心理臨床的「事実」報告をする際に行う選択（「選ぶ」）、すなわち、その臨床実践に関わる人間たち――例えば、クライエント、来談者、相談者、子ども、患者、さらには、実践者・報告者自身、その報告に予定される読者たち、などなど――を「匿名とするか実名とするか」という選択、この「選ぶ」行為を主題として取り上げ、この行為がもつ多種多様な意味の解明を試みた。

些細なとも思われる行為に、巨大な課題が隠されていた、という想いを改めて抱いた。

引用文献

ボク、シセラ　古田　暁（訳）1982　嘘の人間学　TBSブリタニカ（Bok, Sissela. 1978 *Lying: Moral Choice in Public and Private Life*: Pantheon Books）

ボク、シセラ　大澤正道（訳）1997　秘密と公開　法政大学出版局（Bok, Sissela. 1983 *Secrets: On the Ethics of Concealment and Revelation* :Pantheon Books）

土居健郎　2000　文学と精神医学 土居健郎選集 7　岩波書店

加賀乙彦　1979　宣告　上下　新潮社

加賀乙彦　1980　死刑囚の記録　中央公論社

キーン、E.,　吉田章宏・宮崎清孝（訳）1989　現象学的心理学　東京大学出版会（Keen,E., 1975 *A Primer in Phenomenological Psychology*: HRW）

小木貞孝　1974　死刑囚と無期囚の心理　金剛出版

西郷竹彦　1991　虚構としての文学　国土社

山中康裕　1978　少年期の心：精神療法を通してみた影　中央公論社